



発行 東京都

目次

33

規則

- 管理者が任免に関し知事の同意を要する職員に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部人事課）…一
- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則……………（同）…一
- 東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則……………（都市整備局市街地建築部調整課）…二
- 保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部保健政策課）…三
- 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都障害者福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課）…四
- 理容師法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）…六
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…九
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部感染症対策課）…三
- 東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（建設局総務部総務課）…四

規則

管理者が任免に関し知事の同意を要する職員の指定に関する規則の一部を改正する規

則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛添 要 一

●東京都規則第六十三号

管理者が任免に関し知事の同意を要する職員に関する規則の一部を改正する規則

管理者が任免に関し知事の同意を要する職員の指定に関する規則（昭和二十七年東京都規則第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び副参事」を「副参事及び専門副参事」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛添 要 一

●東京都規則第六十四号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則（昭和四十年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一本局の項職の欄を次のように改める。

総務部総務課課長代理（庶務担当）、課長代理（秘書担当）及び課長代理（文書担当）

総務部企画調整課課長代理（企画調整総括担当）

総務部経営管理課課長代理（経営管理担当）

総務部財務課課長代理（主計総括担当）及び課長代理（財務総括担当）

職員部人事課課長代理（人事担当）、課長代理（管理担当）及び課長代理（服務指導担当）

「職員部労働課課長代理(労務担当)」

別表第二本局の項中「課長代理(庶務担当)」を「課長代理(総務担当)」に改め、「総務部主計課課長代理(財務担当)」の下に、「課長代理(経営管理担当)」を加え、「総務部調査課課長代理(調査係長)」を「総務部企画調整課課長代理(企画調整担当)」に、「職員部労働課課長代理(労務係長)」を「職員部労働課課長代理(労務担当)」に、「職員部監察指導課課長代理(服務指導係長)」を「職員部監察指導課課長代理(服務指導係長)」に、「課長代理(業務指導係長)」を「課長代理(業務指導係長)」に改める。

別表第三全局の項中「及び副参事」を「副参事及び専門副参事」に改め、同表本局の項中「総務部総務課課長代理(秘書係長)、課長代理(秘書担当)、課長代理(庶務係長)、課長代理(文書係長)」を「総務部総務課課長代理(秘書担当)、課長代理(秘書事務担当)、課長代理(庶務担当)、課長代理(文書担当)」に、「職員部人事課課長代理(庶務係長)、課長代理(人事係長)」を「職員部人事課課長代理(庶務担当)、課長代理(人事担当)」に改め、「課長代理(人事給与情報管理係長)、課長代理(服務指導係長)」を削り、「職員部労働課課長代理(労務係長)」を「職員部労働課課長代理(労務担当)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第百六十五号

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この細則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

る法律施行令(平成二十八年政令第八号)、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「規則」という。)等の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この細則において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(申請書等の経由)

第三条 法、規則及びこの細則の規定により、知事に提出する申請書、届出書又は報告書は、島しょ地域にあつては、当該申請、届出又は報告に係る建築物の敷地の所在地を管轄する東京都支庁長を経由しなければならない。

(手数料徴収事務の委任)

第四条 法第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(以下「計画認定申請」という。)、法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(以下「計画変更認定申請」という。)

及び法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請(以下「基準適合認定申請」という。)に係る東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号。以下「手数料条例」という。)別表三の項に定める手数料の徴収に関する事務は、島しょ地域にあつては、計画認定申請、計画変更認定申請及び基準適合認定申請に係る建築物の敷地の所在地を管轄する東京都支庁長に委任する。

(敷地が二以上の区域にまたがる場合の認定申請)

第五条 認定を必要とする建築物の敷地が、二以上の行政区域にまたがる場合は、その敷地の所管面積が最大の所管行政庁の認定を受けなければならない。

第六条 計画認定申請又は計画変更認定申請をしようとする者は、当該申請が法第三十条第一項に掲げる基準に、基準適合認定申請をしようとする者は、当該申請が法第三十六号第一項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に、それぞれ適合するかどうかについて、これらの申請をする前に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる機関の審査を受けることができる。

（表の省略）

建築物の区分	審査機関
非住宅部分を有する建築物	法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録性能判定機関」という。）
住宅部分を有する建築物	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品確法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
非住宅部分及び住宅部分を有する建築物	法第十五条第一項の登録及び住宅品確法第五条第一項の登録を受けた者

（認定申請書に添付する図書及び調査）

第七条 規則第一条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを示す次に掲げる書類を有する場合には、当該書類
 - イ 登録性能判定機関による技術的審査適合証
 - ロ 住宅品確法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表一に規定する断熱等性能等級（以下「断熱等性能等級」という。）の等級4及び一次エネルギー消費量等級（以下「一次エネルギー消費量等級」という。）の等級5に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写し
- 二 手数料額計算書（別記第一号様式（計画認定申請の場合に限る。）又は別記第二号様式（計画変更認定申請の場合に限る。））
- 2 規則第一条第三項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前項第一号の書類を添付する場合において、規則第一条第一項に掲げる図書のうち知事が不要と認める図書とする。
- 3 手数料条例別表三の部一の款(一)の項及び二の款(一)の項に規定する知事が定める書類は、第一項第一号イ又はロに掲げる書類とする。

第八条 規則第七条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを示す次に掲げる書類のいずれかを有する場合には、当該書類
 - イ 登録性能判定機関による技術的審査適合証
 - ロ 法第十二条第六項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証の写し
 - ハ 規則第三条第二項に規定する通知書の写し及び建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証の写し
 - ニ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第二項に規定する通知書の写し及び建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証の写し
 - ホ 住宅品確法第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書（断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級の等級3、等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写し
 - 二 手数料額計算書（別記第三号様式）
 - 2 規則第七条第三項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前項第一号の書類を添付する場合において、規則第一条第一項に掲げる図書のうち知事が不要と認める図書とする。
 - 3 手数料条例別表三の部三の款(一)の項に規定する知事が定める書類は、第一項第一号に掲げる書類とする。
- （建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定及び特定建築基準適合審査）
- 第九条 計画認定申請又は計画変更認定申請をしようとする者は、法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に

よる申出をする場合で、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請をする場合に、同法第六条の第三第一項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、知事が計画の認定又は計画の変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第七項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の七第一項第一号ロ（1）及び（2）に定める図書及び書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 計画認定申請又は計画変更認定申請をしようとする者は、法第三十条第二項の規定による申出に併せて、建築基準法第六条の第三第一項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条の三の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。

（計画の通知）

第十条 法第三十条第三項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（別記第四号様式）に建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の確認の申請書を添付して建築主事に対して行うものとする。

（計画認定申請等の取下げ）

第十一条 計画認定申請又は計画変更認定申請をした者は、知事が計画の認定又は計画の変更認定をする前に、これらの申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第五号様式）の正本及び副本により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前条の通知を行った後で前項の規定による届出があつたときは、取下げ届知書（別記第六号様式）により建築主事に通知しなければならない。

3 第一項の取下げ届の副本は、同項の規定による届出をした者に返還するものとする。（不認定通知）

第十二条 知事は、計画認定申請又は計画変更認定申請に係る計画が法第三十条第一項

各号に掲げる基準に適合しない場合、建築主事から同条第四項の規定で準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知を受けた場合（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）又は計画認定申請又は計画変更認定申請が規則若しくはこの細則に違反していると認める場合は、当該申請に係る計画を認定しないものとし、不認定通知書（別記第七号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（新築等の状況の報告）

第十三条 認定建築主は、法第三十二条の規定により、法第三十条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（法第三十一条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求められた場合は、新築等状況報告書（別記第八号様式）に、報告内容を説明するための図書を添付して、知事に報告するものとする。

（建築を取りやめる旨の届出）

第十四条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画による建築物の建築を取りやめるときは、建築取りやめ届（別記第九号様式）の正本及び副本に、規則別記様式第二による建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（計画の変更認定を受けた者は、規則別記様式第二による建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書及び規則別記様式第四による建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書）を添付して、知事に届け出なければならない。

2 前項の建築取りやめ届の副本は、認定建築主に返還するものとする。

（工事の完了の報告）

第十五条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画による建築物の建築工事が完了したときは、次の各号に掲げる場合に依つてそれぞれ当該各号に掲げる書面により知事に報告するものとする。

一 計画に従つて建築工事が行われたことを建築士が確認した場合 工事完了報告書（別記第十号様式）及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十五の規定による当該建築物の工事監理報告書の写し

二 前号に掲げる場合以外の場合 工事完了報告書（別記第十一号様式）及び当該建

建築物の建築工事を施工した施工者による発注者への工事完了報告書の写しその他に類するもの

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第十六条 法第三十六条第二項の認定を受けた者は、法第三十八条の規定により、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告を求められた場合は、建築物エネルギー消費性能基準への適合に關する報告書(別記第十二号様式)により知事に報告するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し)

第十七条 知事は、法第三十四条の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しを行った場合は、認定取消通知書(別記第十三号様式)により認定建築主に通知するものとする。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第十八条 知事は、法第三十七条の規定による基準適合認定建築物に係る認定の取消しを行った場合は、認定取消通知書(別記第十四号様式)により法第三十六条第二項の認定を受けた者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 計画認定申請、計画変更認定申請又は基準適合認定申請をしようとする者は、法附則第一条第二号に規定する日前において、エネルギーの使用の合理化等に關する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)の審査を受けることができる。この場合において、登録建築物調査機関による技術的審査適合証をもって第七条第一項第一号又は第八条第一項第一号に掲げる書類に代えるものとする。

別記 第一号様式(第七条関係)

計画認定申請

手数料額計算書 (建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第30条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
 - 建築物全体
 - 建築物の一部(住戸の部分)
 - 建築物の一部(非住戸部分)

2 手数料額の計算

申請の種類(申請の該当する□にシを記入)	適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	別表三の一の(1)のイ 円	別表三の一の(1)の(1) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	別表三の一の(1)のイ 円	別表三の一の(1)の(2)のイ 円
<input type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合	住宅部分の床面積の合計 ㎡	別表三の一の(1)の(2)のロの(イ) 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計 ㎡	別表三の一の(1)の(2)のロの(ロ) 円(B)
合計	㎡ (a) + (b)	円 (A) + (B)

合計 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第30条第2項の規定に基づき申請をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

第2号様式 (第7条関係)

計画変更認定申請

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
- 建築物全体
 - 建築物の一部 (住居の部分)
 - 建築物の一部 (非住居部分)
- (申請の対象とする□にシを記入)

2 手数料額の計算

申請の種類 (申請の対象とする□にシを記入)	適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 戸建て住宅の申請の場合	別表三の二の(1)の(1) 円	別表三の二の(1)の(1) 円
<input type="checkbox"/> 戸建て住宅以外の建築物の住居ごとの申請の場合	別表三の二の(1)の(2)のイ 円	別表三の二の(1)の(2)のイ 円
<input type="checkbox"/> 建築物の床面積の合計	別表三の二の(1)の(2)のロ 円 (a)	別表三の二の(1)の(2)のロ 円 (a)
<input type="checkbox"/> 建築物の床面積の合計	別表三の二の(1)の(2)のロ 円 (a)	別表三の二の(1)の(2)のロ 円 (a)
非住居部分の床面積の合計	別表三の二の(1)の(2)のロ 円 (b)	別表三の二の(1)の(2)のロ 円 (b)
合計	円 (a) + (b)	円 (a) + (b)

合計 円

- (注意)
- 1 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
 - 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において適用する第30条第2項の規定に基づき申請をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
 - 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

(日本工業規格A列4番)

第3号様式 (第8条関係)

基準適合認定申請

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による申請)

- 申請の種類 (申請の対象とする□にシを記入)
- 戸建て住宅の申請の場合
 - 戸建て住宅以外の建築物の申請の場合

適合証等がある場合	適合証等がない場合
別表三の二の(1)の(1) 円	別表三の二の(1)の(1) 円
別表三の二の(1)の(2)のイ 円 (a)	別表三の二の(1)の(2)のイ 円 (a)
別表三の二の(1)の(2)のロ 円 (b)	別表三の二の(1)の(2)のロ 円 (b)
別表三の二の(1)の(2)のロ 円 (b)	別表三の二の(1)の(2)のロ 円 (b)
合計	円 (a) + (b)

合計 円

- (注意)
- 1 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
 - 2 「適合証等」とは、申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

(日本工業規格A列4番)

第4号様式 (第10条関係)

第 年 月 日

計 画 通 知 書

建設主事 殿
東京都知事

[印]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)による申出が下記のとおりであったので、同法第30条第3項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により下記のとおり建築物エネルギー消費性能向上計画を通知します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 添付書類 建築確認申請書

(日本工業規格A列4番)

第5号様式 (第11条関係)

取 下 げ 届

第 年 月 日

東京都知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

[印]

下記の申請を取り下げたいので、東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第11条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 取下げの理由

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	認 定 番 号 欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
担当印	担当印

(注意)
1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(日本工業規格A列4番)

第6号様式 (第11条関係)

第 年 月 日 号

取 下 げ 通 知 告

建設工事 殿

東京都知事 印

下記の申請は、申請者により取り下げられたので、東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称
- 4 申請に係る建築物の位置

(日本工業規格A列4番)

第7号様式 (第12条関係)

第 年 月 日 号

不 認 定 通 知 告

様

東京都知事 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項(同法第31条第2項において准用する場合を含む。)の規定による認定をしないこととしたので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

(教示)

(1) この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(2) この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

第8号様式 (第13条関係)

新築等状況報告書

年 月 日

東京都知事 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

㊟

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条の規定により、下記のとおり
エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
担当印	担当印

- (注意)
- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 認定建築主の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(日本工業規格A列4番)

第9号様式 (第14条関係)

建築取りやめ届

年 月 日

東京都知事 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

㊟

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき建築物の建築を取りやめたので、
東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第14条第1項の規定
により届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
担当印	担当印

- (注意)
- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 認定建築主の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(日本工業規格A列4番)

第10号様式 (第15条関係)

工事完了報告書

年月日

東京都知事 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

㊦

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、
東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第15条の規定により
報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
 - 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
 - 3 認定に係る建築物の位置
 - 4 計画に従って建築物の建築工事が完了したことを確認した建築士
(級) 建築士 (登録第 号
住所 氏名
(級) 建築士事務所 (知事登録第 号
名称 所在地
 - 5 建築工事が完了の日
年 月 日
- (本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
担当印	担当印

(注意)
1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 認定建築主の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(日本工業規格A列4番)

第11号様式 (第15条関係)

工事完了報告書

年月日

東京都知事 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

㊦

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、
東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第15条の規定により
報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
 - 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
 - 3 認定に係る建築物の位置
 - 4 当該建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を実施した施工者
氏名
建設業の許可番号
主任技術者の氏名
 - 5 建築工事が完了の日
年 月 日
- (本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
担当印	担当印

(注意)
1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 認定建築主の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場
合においては、押印を省略することができます。

(日本工業規格A列4番)

第12号様式 (第16条関係)

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書

年 月 日

東京都知事 殿

認定を受けた者の住所又は主たる事務所の所在地

認定を受けた者の氏名又は名称

㊦

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関して、東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第16条の規定により報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告内容

(本欄には記入しなさい。)

受付欄	認定番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
担当印	担当印

(注意)

- 1 認定を受けた者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定を受けた者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を白器で行う場合においては、押印を省略することができます。

(日本工業規格A列4番)

第13号様式 (第17条関係)

第 年 月 日

認定取消通知書

様

東京都知事

㊦

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条の規定により、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消したので通知します。

記

- 1 認定建築主の氏名又は名称
認定番号 第 年 月 日 号
認定年月日 第 年 月 日 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名
- 2 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定に係る建築物の構造
- 5 取消しの理由

(教示)

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定の決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

(日本工業規格A列4番)

第14号様式 (第18条関係)

認定取消通知書
東京都知事
様
第 年 月 日

下記の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により、下記の理由により当該認定を取り消したので通知します。

記

- 1 認定を受けた者の氏名又は名称
認定番号 第 年 月 日 号
認定年月日 第 年 月 日 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名
建築主事の氏名
- 2 認定を受けた者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定に係る建築物の構造
- 5 取消しの理由

(教示)

(1) この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に知して審査請求をすることができません(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなりま

(2) この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなりま

す。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなりま

(日本工業規格A列4番)

保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十六号

保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

保健所使用条例施行規則(昭和二十一年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部試験検査料の款生化学的検査の項中

アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)	同	百三十円
遊離脂肪酸	同	百二十円

アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)	同	百三十円
-----------------------	---	------

「九百三十円」を「九百二十円」に改め、同款免疫学的検査の項中

九百八十円	九百六十円
九百八十円	九百六十円
千十円	千十円
九百八十円	九百六十円
九百八十円	九百六十円
九百二十円	九百十円
九百二十円	九百十円

寒冷凝集反応	同	八十円
寒冷凝集反応	同	八十円
LEテスト定性	同	五百四十円
寒冷凝集反応	同	八十円

改め、同部エックス線診断料の款写真診断の項中

千二百十円	千二百三十円	千二百五十円	千二百七十円
-------	--------	--------	--------

を

千二百円	千二百二十円	千二百五十円	千二百七十円
------	--------	--------	--------

に、

五十円	七十円	九十円	百十円
-----	-----	-----	-----

を

四十円	六十円	九十円	九十円
-----	-----	-----	-----

に、

二百円を百九十円に改め、

同部投薬料の款処方せんの項中「四種類」を「三種類」に改め、「投薬等のもの」の次に「及び三種類の抗うつ薬又は三種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するもの」を加える。

別記様式中

年月日生	男
------	---

を

年月日生

に改める。

附則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、現に検査等の申請を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十七号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「をぬとし、アからスまでをセからリまでとし、ノからテまでをエからエまでとし、エの次に次のように加える。

ヒ 法第四十四条の七第一項の規定による検体の提出又は採取の勧告

モ 法第四十四条の七第三項の規定による検体採取の措置

第一条第三号中「ルからキまでをヨからヤまでとし、ヤの次に次のように加える。

マ 法第二十六条の三第一項の規定による検体又は感染症の病原体の提出の命令

ケ 法第二十六条の三第三項の規定による検体又は感染症の病原体の収去

フ 法第二十六条の四第一項の規定による検体の提出又は採取に必ずべきことの命令

令

コ 法第二十六条の四第三項の規定による検体採取の措置

第一条第三号中「並びに同条第三項及び第四項（法第二十三条（法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による書面による通知及び書面の交付」を削り、同号中ヌをカとし、ホからリまでをヘからヌまでとし、ヌの次に次のように加える。

ル 法第十六条の三第一項の規定による検体の提出又は採取の勧告

ヲ 法第十六条の三第三項の規定による検体採取の措置

ワ 法第十六条の三第五項及び第六項（法第二十三条（法第二十六条において準用する場合を含む。））、法第四十四条の七第九項、法第四十五条第三項及び法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による書面による通知及び書面の交付

第一条第三号中「の次に次のように加える。

ホ 法第十五条第三項の規定による検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体の採取に必ずべきことの要求

第一条第四十一号中「。以下この号において「改正省令」という。」を削り、同号中

ユ及びメを削る。

第二条中「前条第三号ハ、ニ、チ及びケ」を「前条第三号ハ、ニ、ホ、リ及びユ」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条第四十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都障害者福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十八号

東京都障害者福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者福祉会館条例施行規則（昭和五十年東京都規則第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「交付し」を「交付するとともに、別に定める様式による利用簿に所要事項を記載し閲覧に供し」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる会館施設」を「録音室、印刷室、暗室、図書資料室、娯楽室、静養室、シャワー室及び談話室」に改め、同項各号及び同条第四項を削る。

第四条第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 申請者の氏名（団体にあつては、その名称又は代表者の氏名）

第四条第一項に次の一号を加える。

六 利用時における会場責任者の氏名

第四条第二項中「交付し」を「交付するとともに、別に定める様式に変更内容を記載し閲覧に供し」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（利用の手続等の特例）

第六条 第一条及び第四条の規定にかかわらず、障害その他の理由により館長が必要と

認めるときは、別に定める方法により申請の受付並びに承認及び不承認の通知を行うものとする。

別表第二中「印刷室 暗室 シャワー室」を「印刷室」に、「ボランティア室」を「ボランティア室 暗室 シャワー室」に改める。

別記第一号様式の一から第五号様式までを次のとおり改める。

別記
第一号様式の一 (第1条関係)

東京都障害者福祉会館利用申請書

年 月 日

東京都障害者福祉会館長 殿

申請者 住所 (団体にあっては所在地)

氏名 (団体会名及び代表者氏名)

東京都障害者福祉会館を利用したいので、東京都障害者福祉会館条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利 用 目 的				
利 用 日 時	年 月 日	午前 午後	時 分	午前 午後 時 分まで
利 用 内 容	施設の名 称	①集会室 (A1・A2・A3) ②集会室 (B1・B2) ③集会室 (C1・C2・C3) ④教 室 ⑤料理教室 ⑥和室集会室 (A・B) ⑦児童室 (A・B)		
	人 員	肢体不自由者 人 視覚障害者 人 聴覚言語障害者 人 その他 人 合計 人 (肢体不自由者のうち車いす使用者 人)		
利用時における 会場 責任者	住 所 氏 名	電 話		
会場に特別な設備をし、又は変更を加える場合 その内容				
附帯設備利用の有 無	有 無 その内容			
備 考	受 付 者			

(日本工業規格A列4番)

第一号様式の2 (第1条関係)

東京都障害者福祉会館 (定期・継続) 利用申請書

年 月 日

東京都障害者福祉会館長 殿

申請者 住所 (団体にあっては所在地)

氏名 (団体会名及び代表者氏名)

東京都障害者福祉会館を利用したいので、東京都障害者福祉会館条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利 用 目 的				
利 用 日 時	年 月 日	曜 日	日 間	時 分
利 用 内 容	施設の名 称	①集会室 (A1・A2・A3) ②集会室 (B1・B2) ③集会室 (C1・C2・C3) ④教 室 ⑤料理教室 ⑥和室集会室 (A・B) ⑦児童室 (A・B)		
	人 員	肢体不自由者 人 視覚障害者 人 聴覚言語障害者 人 その他 人 合計 人 (肢体不自由者のうち車いす使用者 人)		
利用時における 会場 責任者	住 所 氏 名	電 話		
会場に特別な設備をし、又は変更を加える場合 その内容				
附帯設備利用の有 無	有 無 その内容			
備 考	受 付 者			

(日本工業規格A列4番)

第2号様式の1（第1条関係）

利 用 目 的		利 用 日 時	
東京都障害者福祉会館使用承認書		年 月 日	午前 時 分から 午後 時 分まで
宛		東京都障害者福祉会館長	
東京都障害者福祉会館長		印	
東京都障害者福祉会館条例第6条第1項の規定により、次のとおり承認します。			
利 用 内 容		住 所 名	
施設の種類	①集会室 (A1・A2・A3) ②集会室 (B1・B2) ③集会室 (C1・C2・C3) ④教 室 ⑤料理教室 ⑥和室集会室 (A・B) ⑦児童室 (A・B)	住 氏 名	電 話
利用時における 会場 責任者			
会場に特別な設 備をし、又は変 更を加える場合 その内容			
附帯設備利用の 有 無	有 無	その内容	
備 考			

(日本工業規格A列4番)

第2号様式の2（第1条関係）

利 用 目 的		利 用 日 時	
東京都障害者福祉会館（定期・継続）利用承認書		年 月 日 第 日	午前 時 分から 午後 時 分まで
宛		東京都障害者福祉会館長	
東京都障害者福祉会館長		印	
東京都障害者福祉会館条例第6条第1項の規定により、次のとおり承認します。			
利 用 内 容		住 所 名	
施設の種類	①集会室 (A1・A2・A3) ②集会室 (B1・B2) ③集会室 (C1・C2・C3) ④教 室 ⑤料理教室 ⑥和室集会室 (A・B) ⑦児童室 (A・B)	住 氏 名	電 話
利用時における 会場 責任者			
会場に特別な設 備をし、又は変 更を加える場合 その内容			
附帯設備利用の 有 無	有 無	その内容	
備 考			

(日本工業規格A列4番)

第3号様式 削除

第4号様式 (第4条関係)

東京都障害者福祉会館利用変更申請書

年 月 日

東京都障害者福祉会館長 殿

申請者 住所 (団体にあつては所在地)
氏名 (団体名及び代表者氏名)

東京都障害者福祉会館条例施行規則第4条第1項の規定により、東京都障害者福祉会館の利用の変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

利用承認	年月日	年	月	日
	番号	第 号		
変更事項	事項	変更後	変更前	
	申請者氏名			
	利用目的			
	利用日時			
	利用施設			
変更理由	利用人員			
	会場責任者氏			
備考				

(日本工業規格A列4番)

第5号様式 (第4条関係)

東京都障害者福祉会館利用変更承認書

宛

東京都障害者福祉会館長

印

東京都障害者福祉会館条例施行規則第4条第1項の規定により東京都障害者福祉会館の利用の変更を承認します。

利用承認	年月日	年	月	日
	番号	第 号		
変更事項	事項	変更後	変更前	
	申請者氏名			
	利用目的			
	利用日時			
	利用施設			
変更理由	利用人員			
	会場責任者氏			
備考				

(日本工業規格A列4番)

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都障害者福祉会館条例施行規則別記第一号様式の一、第一号様式の二及び第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十九号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和三十三年東京都規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「若しくは第二号様式の二又は第二号様式の三」を「第二号様式の二、第二号様式の三又は第二号様式の四」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の事由により美容師法施行細則（昭和三十三年東京都規則第五十七号）別記第二号様式の四による届出があつたときは、別記第二号様式の四による届出があつたものとみなす。

第四条第六号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

別記第一号様式中

「 理容師の伝染性疾病の有無」

7 開設予定年月日 年 月 日

添付書類 1 理容師の場合は、当該理容師に係る伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

- 2 管理理容師の場合は、それを証する書類
- 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

「 6 理容師の伝染性疾病の有無」

7 開設予定年月日 年 月 日

8 同一の場所で美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称

9 同一の場所で美容所開設の届出がされている場合は本書と同時に届出を行う場合は、当該美容所の開設予定年月日 年 月 日

添付書類 1 理容師の場合は、それを証する書類及び当該理容師に係る伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

- 2 管理理容師の場合は、それを証する書類
- 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 4 同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所に従事している施術者が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類
- 5 同一の場所で美容所開設の届出が提出されている場合は本書と同時に届出を行う場合は、美容所開設の届出に記載の施術者が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類

に改める。

別記第二号様式中「従業者次のとおり」や「従業者（次のとおり）」及び

「2 管理理容師の場合は、それを証する書類」や 3 理容師の場合は、それを証する書類

に改める。

別記第二号様式の三の次に次の一様式を加える。

第2号様式の4 (第2条関係)

年 月 日

開設者生年 氏 名 電話 () 住所(氏名)

下記のとおり、本施設(従業者)を委託したので、美容師法第11条第2項

記

1 施設の名前 2 施設の所在地 3 変更事項

Table with columns for name, birth date, license number, and dates. Includes a '添付書類' (Attachments) section with 3 items.

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第七十号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則(昭和三十三年東京都規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「若しくは第二号様式の二又は第二号様式の三」を「第二号様式の二、第二号様式の三又は第二号様式の四」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の事由により美容師法施行細則(昭和三十三年東京都規則第五十六号)別記第二号様式の四による届出があつたときは、別記第二号様式の四による届出があつたものとみなす。

第四条第六号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

別記第一号様式中

6 美容師の伝染性疾病の有無

7 開設予定年月日

添付書類 1 美容師の場合は、当該美容師に係る伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

- 2 管理美容師の場合は、それを証する書類
3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

6 美容師の伝染性疾病の有無

7 開設予定年月日 年 月 日

8 同一の場所で理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称

9 同一の場所で理容所開設の届出がされている場合は本書と同時に届出を行う場合は、当該理容所の開設予定年月日 年 月 日

添付書類 1 美容師の場合は、それを証する書類及び当該美容師に係る伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

2 管理美容師の場合は、それを証する書類

3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4に規定する国籍等を記載したものに限る。）

4 同一の場所で既に理容所が開設されている場合は、当該理容所に従事している施術者が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類

5 同一の場所で理容所開設の届出が提出されている場合は本書と同時に届出を行う場合は、理容所開設の届出に記載の施術者が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類

ひらがな。

別記第二号様式に「従業者次のとおり」や「従業者（次のとおり）」及び

「2 管理美容師の場合は、それを証する書類」や

「2 管理美容師の場合は、それを証する書類」や

証する書類

る書類」

別記第二号様式の三の次に次の二様式を加える。

第2号様式の4（第2条関係）

業

開設者住所

氏名

電話

（法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名）

理容所及び美容所重畳開設施設における従業者変更届

下記のとおり、本施設（従業者）を変更したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

記

電話 ()

従業者（次のとおり）

氏名	生年月日	免許取得年月日	都道府県	許可番号	照合印	従業(雇用)年月日	異動(退職)年月日	伝染性疾病	り患年月日	冷療年月日	備考
・	生					年 月 日	年 月 日				
・	生					年 月 日	年 月 日				
・	生					年 月 日	年 月 日				
・	生					年 月 日	年 月 日				
・	生					年 月 日	年 月 日				
・	生					年 月 日	年 月 日				
・	生					年 月 日	年 月 日				

添付書類 1 次のいずれかに該当する場合は、当該理容師兼美容師に係る伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

- (1) 理容師兼美容師を新たに使用する場合
 - (2) 理容師兼美容師が疾病に罹患した場合
 - (3) 理容師兼美容師の資格が始効した場合
- 2 管理理容師又は管理美容師の場合は、それを証する書類
- 3 理容師兼美容師の場合は、それを証する書類

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第七十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

（検体提出等勧告書）

第一条の二 法第十六条の三第三項（法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）及び法第四十四条の七第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告を行うとき、又は行ったときは、別記第一号様式により通知しなければならない。

（検体採取措置書）

第一条の三 法第十六条の三第三項（法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）及び法第四十四条の七第三項の規定により検体採取の措置を行うとき、又は行ったときは、別記第一号様式の二により通知しなければならない。

第二条中「第一号様式」を「第一号様式の三」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

（検体提出等命令書）

第八条の二 法第二十六条の三第一項及び法第二十六条の四第一項の規定（これらの規定が、法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第五十三条

第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）並びに法第五十条第一項の規定による検体若しくは感染症の病原体の提出若しくは検体採取の命令を行うとき、又は行ったときは、別記第七号様式の二により通知しなければならない。

（検体収去等措置書）

第八条の三 法第二十六条の三第三項及び法第二十六条の四第三項の規定（これらの規定が、法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）並びに法第五十条第一項の規定による検体若しくは感染症の病原体の無償での収去若しくは検体採取の措置を行うとき、又は行ったときは、別記第七号様式の三により通知しなければならない。別記第一号様式を第一号様式の三とし、別表の次に次の二様式を加える。

第 年 月 日

様

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に
基づく検体の提出又は採取に応じるべきことの勧告について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
の規定により、下記のとおり検体の提出又は採取に応じるべきことを勧告します。

記

1 対象者

(1) 氏名 _____
(2) 住所 _____

2 感染症の名称

類 型	感染症
疾 病 名	

3 期限

- 4 勧告の理由
当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため
- 5 その他
この勧告に従わない場合、保健所は検体採取の措置を実施することがあります。

(日本工業規格A列4番)

第 年 月 日

様

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に
基づく検体採取の措置について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
の規定により、下記のとおり検体採取を措置します。

記

1 対象者

(1) 氏名 _____
(2) 住所 _____

2 感染症の名称

類 型	感染症
疾 病 名	

3 採取日時等

採 取 日 時	
採 取 場 所	
方 法	

4 措置の理由

- 当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため
- 5 その他
- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

別記第七号様式の次に次の二様式を加える。

第7号様式の2(第8条の2関係)

第 年 月 日

保健所長

様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体採取に応ずべきことの命令について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

規定により、下記のとおり検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体採取に応ずべきことを命令します。

記

1 感染症の名称

類 型	感染症
疾 病 名	

2 命令の理由
当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため

3 提出又は採取の対象

4 提出又は採取を実施すべき期限及び方法

期 限	
方 法	

5 その他
(1) この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
(2) この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

第7号様式の3(第8条の3関係)

第 年 月 日

保健所長

様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく検体若しくは感染症の病原体の除去又は検体採取の措置について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

規定により、下記のとおり検体若しくは感染症の病原体の除去又は検体採取を措置します。

記

1 感染症の名称

類 型	感染症
疾 病 名	

2 措置の理由
当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため

3 除去又は採取の対象

4 除去又は採取を実施する日時及び方法

日 時	
方 法	

5 その他
(1) この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
(2) この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第一条の二、第一条の三、第八条の二及び第八条の三の規定は、施行日以後に行われるこれらの規定に規定する勧告、命令及び措置に係る通知について適用する。

東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十二号

東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建設事務所長委任規則（昭和四十四年東京都規則第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一号(七)の次に次のように加える。

(七)の二 道路法第四十二条第一項の規定により道路を維持し、修繕すること（他の規定によるものを除く。）。

第二号(一)中「河川工事」の下に「又は河川の維持」を加え、同号中(一)を(一)の二とし、同号に(一)として次のように加える。

(一) 河川法第十五条の二第一項の規定により河川管理施設を維持し、修繕すること（他の規定によるものを除く。）。

第二号(八)の六中「承認する」を「承認し、及び同法第九十条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付する」に改め、同号(六)中「指定する」を「指定し、同条第二項の規定により当該河川協力団体の名称等を公示し、同条第三項の規定によりその名称等の変更の届出を受理し、及び同条第四項の規定により当該届出に係る事項を公示する」に改め、同号(六)の二中「第五十八条の十」を「第五十八条の十第一項」に、「対して監督等」を「対しその業務に関し報告をさせ、同条第二項の規定によりその業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、同条第三項の規定により河川協力団体の指定を取り消し、同条第四項の規定により指定の取消しの公示」に改め、同号(六)の三の

次に次のように加える。

(六)の四 河川法第五十八条の十二の規定により河川協力団体と協議し、及び同条の規定によりみなされた許可又は承認について、同法第九十条第一項の規定により必要な条件を付すること。

第二号(七)の次に次のように加える。

(七)の二 河川法第七十四条第一項の規定により負担金等の納付を督促し、同条第二項の規定により納付義務者に対し督促状を発し、同条第三項の規定により滞納処分をし、及び同条第五項の規定により延滞金を徴収すること。

第二号(三)中「委託する」を「委託し、同条第二項の規定により当該地方公共団体と協議し、及び同項の規定によりみなされた許可又は承認について、同法第九十条第一項の規定により必要な条件を付する」に改める。

第二号の二(一)中「承認する」を「承認し、及び同法第九十条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付する」に改め、同号中(一)を(一)の二とし、同号に(一)として次のように加える。

(一) 河川法第十五条の二第一項の規定により河川管理施設を維持し、修繕すること（他の規定によるものを除く。）。

第二号の二(二)から(六)までの規定中「与える」を「与え、及び同法第九十条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付する」に改め、同号(七)中「承認する」を「承認し、及び同法第九十条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付する」に改め、同号(十)中「承認をする」を「承認をし、及び同法第九十条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付する」に改め、同号(四)中「与える」を「与え、及び同法第九十条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付する」に改め、同号中(七)を次のように改める。

(七) 削除

第三号(五)中「指定する」を「指定し、同条第二項の規定により当該海岸協力団体の名称等を公示し、同条第三項の規定によりその名称等の変更の届出を受理し、及び同条第四項の規定により当該届出に係る事項を公示する」に改め、同号(五)の二中「第二十三条の五」を「第二十三条の五第一項」に、「対して監督等」を「対しその業務に関し報告をさせ、同条第二項の規定によりその業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきこ

とを命じ、同条第三項の規定により海岸協力団体の指定を取消し、及び同条第四項の規定により指定の取消しの公示」に改め、同号に次のように加える。

（五）の四 海岸法第二十三条の七の規定により、海岸協力団体と協議し、及び同条の規定によりみなされた許可について、同法第三十八条の二第一項の規定により必要な条件を付すること。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 七〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001